

後期高齢者医療保険料について

1 保険料に関する法律等

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第104条

第1項 市町村は、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

第2項 前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によって課する。

第3項 前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額・・・(略)・・・後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね2年間を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条

第1項 法第104条第2項の政令で定める基準とは、次のとおりとする。

第1項第1号 保険料の賦課額は、均等割額と所得割額合計額

第1項第2号 所得割額

第1項第4号 均等割額

第1項第5号 当該広域連合の全区域にわたって均一であること。

第1項第6号 第1号の賦課額は、50万円を超えることができない。

(3) 山梨県後期高齢者医療広域連合条例

第3条 保険料の賦課額は、均等割額と所得割額合計額

第4条 保険料の所得割額は、地方税法に規定する総所得(前年所得)等に所得割率を乗じて得た額とする。

第7条 平成20年度から平成21年度の所得割率は、100分の7.28とする。

第8条 平成20年度から平成21年度の均等割額は、38,710円とする。

2 保険料の算定方法

(1) 2年間(平成20, 21年度)の費用、収入を見込む

(2) 算定方法

費用の額 - 収入の額 = 賦課総額

賦課総額 / 被保険者の見込数 = 一人当たりの保険料(費用の額の1/10)

費用の額	窓口負担を除く医療費 診療報酬の支払い手数料 財政安定化基金の積立金 葬祭費 健診事業費	その他
収入の額	支援金 定率国庫負担・国調整交付金 定率県負担 定率市町村負担	

(4) 保険料の構成

窓口負担	公費 5 割 (国 4 : 県 1 : 市町村 1)	現役世代支援金 4 割	保険料 1 割
------	-------------------------------	----------------	------------

3 保険料

(1) 保険料は個人単位で納める。

(2) 被保険者の保険料 = 均等割額 (応益分) + 所得割額 (応能分)
38,710 円 + (所得 - 33 万円) × 7.28 %

(3) 所得割額について

被保険者の前年度の「基礎控除後の総所得金額等」に所得割率を乗じた額
基礎控除後の総所得金額

地方税法第 314 条の 2 第 1 項の総所得金額、山林所得額・他の所得と区別して計算される所得の合計額 (雑損失の金額の控除前の金額の額) から基礎控除額 33 万円を差し引いた額で、国保保険料の所得割算定に用いられる「旧ただし書所得」と同じ。

所得割率 [7.28 %]

「所得割総額」を「被保険者につき算定した特定期間における基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額」で除して得た率

(4) 均等割額について [38,710 円]

被保険者 1 人当たり均等にかかる額

保険料に対する支援として、所得の低い人の軽減措置 (県、市町村) 高額医療費の負担 (国、県) 等がある。